

休日・夜間救急診療を行っている 口腔（歯科）保健センター数

口腔（歯科）保健センター（歯科医師会又は自治体運営）の活動状況			
	夜間救急診療	休日救急診療	合計
北海道	1	4	5
宮城	1	2	3
福島	0	2	2
茨城	0	1	1
栃木	1	5	6
群馬	1	7	8
千葉	3	10	13
埼玉	0	13	13
東京	1	27	28
神奈川	1	22	23
山梨	1	1	2
長野	0	3	3
新潟	0	6	6
静岡	0	4	4
愛知	3	15	18
三重	0	5	5
岐阜	0	4	4
富山	1	1	2
石川	0	0	0
福井	0	1	1
滋賀	0	0	0
和歌山	0	1	1
奈良	0	5	5
京都	0	4	4
大阪	2	24	26
兵庫	0	9	9
岡山	0	4	4
鳥取	0	2	2
広島	0	4	4
島根	0	1	1
山口	0	5	5
徳島	0	1	1
香川	0	1	1
愛媛	1	2	3
高知	0	1	1
福岡	0	7	7
佐賀	0	1	1
長崎	0	1	1
大分	0	1	1
熊本	0	2	2
宮崎	0	0	0
鹿児島	0	2	2
沖縄	0	1	1
合計	17	212	229

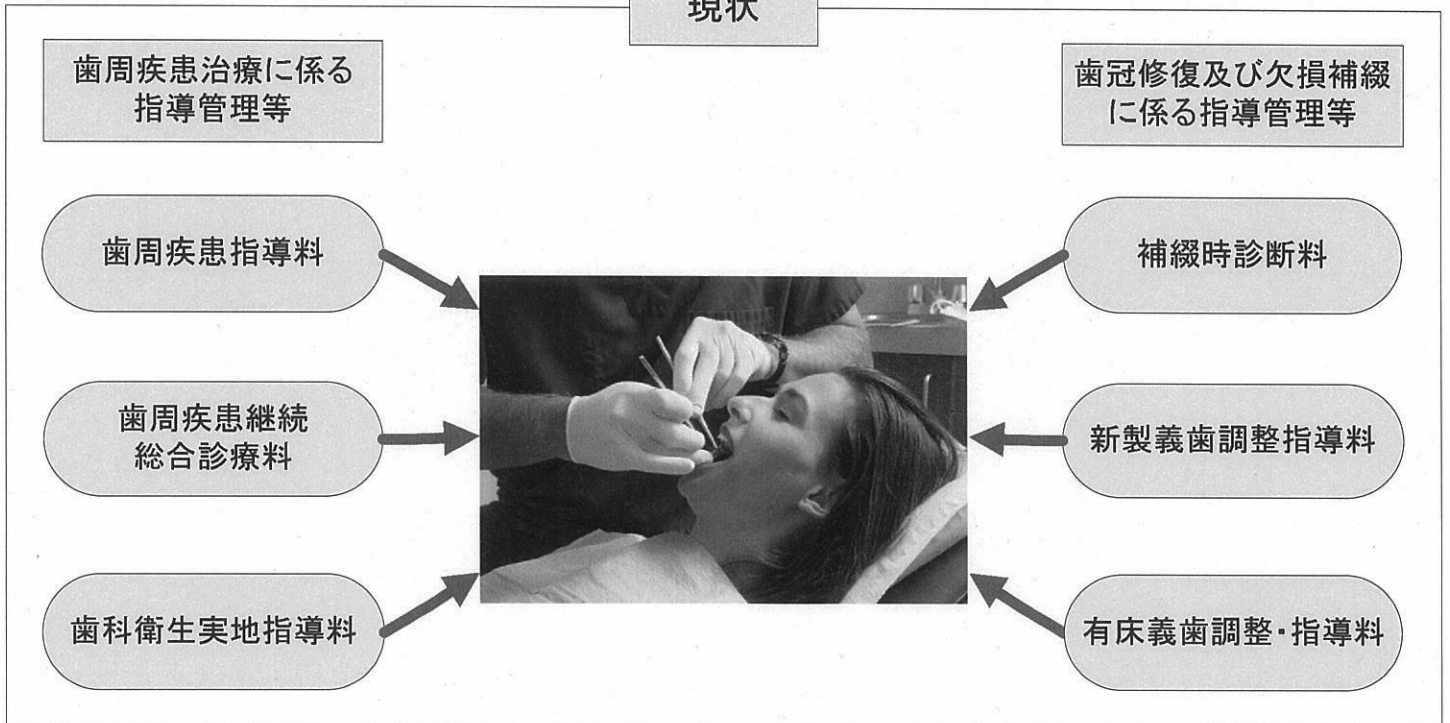
口腔（歯科）保健センター等業務内容調査報告書（平成14年4月1日現在）より

治療計画・指導管理・診断等に係る診療報酬項目

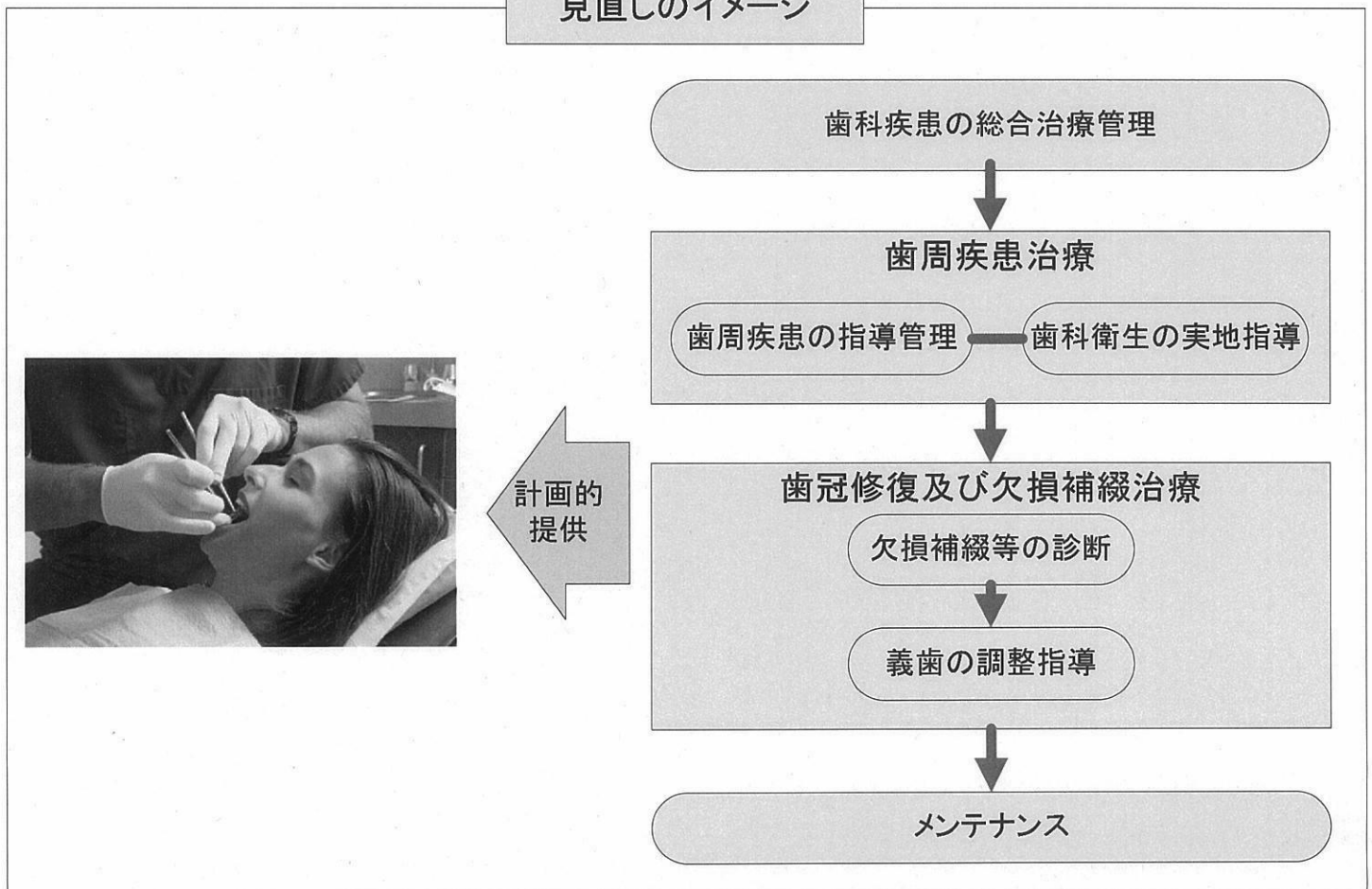
	文書の提供	診療録添付	患者の同意	内 容	評価点数	
基本診療料						
A000-2	病院歯科初診料 1	あり	あり	-	病態説明・治療計画等	255
A000-3	病院歯科初診料 2	-	-	-	病態説明・治療計画等	218
A001	かかりつけ歯科医初診料	あり	あり	あり	病態説明・治療計画等	274
A004	歯周疾患継続総合診療料					
	1 10 歯未満	-	-	-	指導・管理等	315
	2 10 歯以上 20 歯未満	-	-	-		455
	3 20 歯以上	-	-	-		625
A005	歯科口腔継続管理総合診療料	-	-	-	指導・管理等	325
特掲診療料						
指導管理料等						
B000	歯科口腔衛生指導料	-	-	-	指導・治療計画等	100
B000-2	継続的歯科口腔衛生指導料	-	-	-	指導・治療計画等	105
	フッ化物塗布加算	-	-	-	指導等	80
	フッ化物洗口加算	-	-	-	指導等	80
B001	歯周疾患指導管理料	-	-	-	指導・治療計画等	110
B001-2	歯科衛生実地指導料	-	-	-	指導等	80
B002	歯科特定疾患療養指導料 (加算: 文書提供 100)	(あり)	(あり)	-	指導等	150
B004-4	病院歯科共同治療管理料 (I)	-	-	-	管理等	320
B004-5	病院歯科共同治療管理料 (II)	-	-	-	管理等	200
B004-6	歯科治療総合医療管理料	-	-	-	管理・説明等	250
在宅医療						
G000	歯科訪問診療料					
	1 歯科訪問診療 1	-	-	-	情報提供・指導等	830
	2 歯科訪問診療 2	あり	あり	-	情報提供・指導等	380
	(加算)訪問歯科衛生指導指示書	あり	-	-	指導指示等	100
	(加算)地域医療連携体制	あり	あり	-	情報提供・説明等	300
G001	訪問歯科衛生指導料					
	1 複雑なもの	あり	あり	-	指導 (個別) 等	350
	2 簡単なもの	-	-	-	指導 (集団) 等	100
検 査						
D002-2	歯周疾患継続治療診断料	あり	あり	あり	診断・治療計画等	100
D002-3	歯科口腔継続管理治療診断料	あり	あり	あり	診断・治療計画等	80
歯冠修復及び欠損補綴						
M000	補綴時診断料 (1 装置)	-	-	-	診断・治療計画等	75
M000-2	補綴物維持管理料					
	1 歯冠補綴物	あり	-	-	案内等	150
	2 支台歯+ダミー=5 歯以下	あり	-	-		500
	3 支台歯+ダミー=6 歯以上	あり	-	-		670
M035	新製義歯調整指導料 (1 口腔 月 1 回)	-	-	-	指導・調整等	170
M036	有床義歯調整・指導料 (1 口腔)	-	-	-	指導・調整等	35
M038	有床義歯長期調整指導料 (I) (1 口腔)	-	-	-	指導・調整等	330
M039	有床義歯長期調整指導料 (II) (1 口腔)	-	-	-	指導・調整等	530
M040	有床義歯長期調整指導料 (III) (1 口腔)	-	-	-	指導・調整等	700
歯科矯正						
N000	歯科矯正診断料	あり	あり	-	病態説明・治療計画等	1,500
N001	顎口腔機能診断料	あり	あり	-	病態説明・治療計画等	2,300
N002	歯科矯正管理料	-	-	-	指導・管理等	300
N008	装着					
	イ 可撤式装置 (加算: フォースシステム)	-	-	-	治療計画等	400
	ロ 固定式装置 (加算: フォースシステム)	-	あり	-	治療計画等	400
老人歯科診療報酬						
第 1 章 老人特掲診療料						
6	歯科口腔疾患指導管理料	-	-	-	指導・管理等	110
9	老人訪問口腔指導管理料 (家族に行った場合)	あり	あり	-	指導・管理等	430
	(加算)本人への文書提供	あり	あり	-	指導・管理等	20

歯科診療報酬における指導管理関係報酬

現状



見直しのイメージ



歯科診療報酬における既に実施されなくなった項目等

○既に実施されなくなった項目等

- | | | | |
|-----|----------|--------|-----------|
| (例) | ・ギッターシーネ | ・義顎の除去 | ・コステッカ手術 |
| | ・帯環金属冠 | ・歯冠継続歯 | ・滑面板の撤去 等 |

○通知による告示項目以外の処置等への準用

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (例) 普通処置 (16点) | |
| ・齲蝕の暫間処置 (仮封) | ・咬合調整 |
| ・抜歯禁忌症の場合の残根の処置 | ・磷酸セメント等充填 |
| ・歯ぎしりの処置のための歯牙の削合 | ・鉤歯と鉤歯の対合歯を削除した場合 |

○指導管理、検査等の複数の行為が包括された診療報酬項目

- | | |
|---|---------------------|
| (例) 歯周疾患継続総合診療料 (10 歯未満 315 点、10 歯以上 20 歯未満 455 点、20 歯以上 625 点) | |
| ・基本診療料 (再診料) | ・指導管理料 |
| ・歯周基本検査料 | ・歯周基本治療 (スケーリング等) 等 |
| 歯科口腔継続管理総合診療料 (325 点) | |
| ・基本診療料 (再診料) | ・指導管理料 |
| ・口腔内検査料 | ・機械的歯面清掃 等 |
| 新製義歯調整指導料 (1 口腔につき) (170 点) | |
| ・新製義歯調整料 | ・新製義歯指導料 |